

土砂災害警戒区域等の指定（改正）案に対する意見について

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第7条第1項、第3項ないし第5項の規定に基づき、以下のとおり公表します。

1 指定しようとする区域名称

- 110010385ほか
令和7年1月17日付け兵庫県公報第583号登載の該当公告（別紙1）の1に記載する区域
- 110010385ほか
令和7年1月17日付け兵庫県公報第583号登載の該当公告（別紙2）の1に記載する区域

2 意見等の要旨及びこれに対する県の考え方

意見等の要旨	これに対する県の考え方
意見書の提出なし	

3 公表資料の公表期間

令和7年2月20日から令和7年8月20日まで

兵庫県公報

令和7年1月17日 金曜日 第583号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 管理理容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）	1
○ 管理美容師資格認定講習会の指定（同）	2
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	4
○ 道路の区域の変更（同）	4
公 告	
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	4
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	5
○ 入札公告（物品管理課）	6
公安委員会規則	
○ 交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則	9
正 誤	
○ 令和6年12月24日付け兵庫県公報第578号中	25

公布された法令のあらまし

◎交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第2号）
交番の再編整備に伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第19号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定により、管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

令和7年1月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 主催者の名称及び住所
名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター 理事長 遠藤弘良
住所 東京都渋谷区笹塚2-1-6 JMFビル笹塚01（8階）
- 会場の運営及び設営の窓口となる機関の名称並びに所在地
名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所
所在地 大阪府中央区谷町1-3-1-401
- 講習日程

定する。

令和7年1月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定する区域
加古郡播磨町新島41番1の一部
- 2 特定有害物質の名称
鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 3 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第5項第12号に該当



兵庫県告示第24号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和7年1月17日から供用を開始する。

その関係図面は、令和7年1月17日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年1月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 大谷 鮎原 神代線	南あわじ市榎列松田字阿ぜ田590番1から 同 市榎列松田字阿ぜ田590番3まで	旧	7.0から 7.0まで	42.0	
		新	7.0から 11.0まで	42.0	



兵庫県告示第25号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和7年1月17日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年1月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 3 7 2 号	姫路市飾東町豊国字八反田258番1から 同 市飾東町豊国字八反田259番1まで	旧	16.0から 17.0まで	17.0	一部 予定地
		新	100.0から 148.0まで	17.0	

公 告

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満

了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和7年1月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小島(5) (110010385)	豊岡市小島(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
気比(3) (110010386)	豊岡市気比(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
野上(2) (110010387)	豊岡市野上(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
野上(3) (110010388)	豊岡市野上(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
野上(4) (110010389)	豊岡市野上(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊
野上(5) (110010390)	豊岡市野上(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊
法花寺(2) (110010391)	豊岡市法花寺(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊
山本(2) (110010392)	豊岡市山本(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図8までは省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和7年1月20日(月)から同年2月10日(月)まで

3 指定の案の閲覧場所

但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所建設課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課
〒668-0025 豊岡市幸町7-11

(3) 提出期限

令和7年2月10日(月)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和7年3月6日(木)までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和7年1月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
小島(5) (110010385)	豊岡市小島(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
気比(3) (110010386)	豊岡市気比(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
野上(2) (110010387)	豊岡市野上(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
野上(3) (110010388)	豊岡市野上(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
野上(4) (110010389)	豊岡市野上(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
野上(5) (110010390)	豊岡市野上(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
法花寺(2) (110010391)	豊岡市法花寺(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
山本(2) (110010392)	豊岡市山本(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり

(別図1から別図8までは省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和7年1月20日(月)から同年2月10日(月)まで

3 指定の案の閲覧場所

但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所建設課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課
〒668-0025 豊岡市幸町7-11

(3) 提出期限

令和7年2月10日(月)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和7年3月6日(木)までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年1月17日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦